屋外広告物点検結果報告書の様式が変わりました。

北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正について

- 道では、屋外広告物条例施行規則(以下「規則」といいます。)を改正し、継続 許可申請の際に提出する<u>「屋外広告物点検結果報告書(別記第3号様式の2)」の</u> 様式を改正しましたのでお知らせします。
- **平成30年9月1日**以降に継続許可を申請する際は、新様式で報告してください。

【主な改正点】

1 「点検項目」ごとに点検結果を記載

これまで、点検部位ごとに異常の有無、異常の内容、改善の概略を記載していただいていましたが、より詳細な「点検項目」を追加し、それぞれ点検結果を記載していただくことになりました。

2 広告物ごとに報告書を作成

広告物が複数ある場合は、広告物ごとに報告書を作成してください。

1基目の広告物の報告書は出願者、管理者の記載欄がある様式を、2基目以降については出願者、管理者の記載欄がない様式を使用してください。

新たに設けた「報告書番号」欄に任意の番号を記入するとともに、添付する写真にも報告書番号を記入し、対応する写真がわかるようにしてださい。

3 記入欄の追加

- (1)「固定広告物の種類」欄 該当する広告物の種類に、〇印を付してください。
- (2)「該当事項」欄 「点検項目」の点検対象となる場合は、〇印を記入してください。
- (3)「点検方法」欄 目視、打診等その広告物を点検する際に用いた点検方法を記載してください。
- (4)「点検結果に関する特記事項」欄 異常がある広告物に改善措置をしていない場合の理由や、総合的な所見など特記事項 を記載してください。
- <u>固定広告物の全体、表示面(複数の表示面がある場合は、それぞれの面)、接合部及び基礎の状態を把握することができるカラー写真(申請前30日以内に撮影したものに限る。)を添付</u>してください。
- 新様式は、北海道のホームページに掲載していますので、ダウンロードしてご利用ください。
 - 「北海道屋外広告物点検結果報告書」(規則別記第3号様式の2)

北海道屋外広告物 点検結果報告書



[申請先]

北海道各(総合)振興局 建設指導課 主査(まちづくり) 北海道建設部まちづくり局都市計画課基本計画景観グループ 主査(広告) 各許可事務等権限移譲先市町村